平成２７年（フ）第２４３号
岡山県備前市日生町日生367番地１
債務者　山脇　亜樹（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９１号
岡山市北区平野651番地15
債務者　森脇　眞二
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９８号
岡山市中区平井５丁目３番14―２号　グランカーサ平井弐番館201
債務者　新谷　雅則
１　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３０号
東京都昭島市武蔵野３―２―２岸方、住民票上の住所東京都昭島市福島町３丁目６番20号シティハウス201号
債務者　武田　　陸
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
熊本県天草市五和町二江157―１
債務者　山口誠一郎
１　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月19日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第３６３号
静岡市葵区大岩４丁目25番１―203号
債務者　矢野　洋子
１　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２号
釧路市鶴野東３丁目24番15号　藤ハイツ102号室
債務者　野田奈々子
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３０号
釧路市住之江町８番1302号　ロマーヌ釧路第１　1302
債務者　仁井田　剛
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３９号
釧路市川北町３番１号　瀬戸マンション２階左
債務者　平元　透雄
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２８９号
静岡県藤枝市岡部町岡部1660番地の39
債務者　小林　敬典
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月26日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２３号
静岡県牧之原市波津1675番地の１　ハイツ坂部　Ａ―１
債務者　上島　　哲
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月26日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５０号
静岡県藤枝市末広２丁目１番地の17、旧住所静岡県藤枝市小石川町４丁目20番21―306号レオパレスＭＯＮＴＥ
債務者　西山　智彦
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月26日午後１時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９５号
静岡市駿河区手越85番地の１　メジュサⅠ102号
債務者　海野　　繁
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１０号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町155番地22　コーポマルヨＢ―202
債務者　芦澤　哲也
１　決定年月日時　平成27年８月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７２号
静岡市葵区西千代田町９番29号　グリーンタウン201
債務者　井石　隼人
１　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月28日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部